

URL: [http://www.sal.tohoku.ac.jp/~tsigeto/tg\\_gen/](http://www.sal.tohoku.ac.jp/~tsigeto/tg_gen/)

作成：田中重人(東北学院大学教養学部非常勤講師; 東北大学文学部講師)

## ジェンダー論

2009年度後期(東北学院大学)

<土3> 泉キャンパス2号棟(講義棟)256教室(登録コード=074)

**科目名**：ジェンダー論

**テーマ**：ジェンダー論入門

**講義内容**：私たちの社会は「性別」(gender)によって秩序付けられている。この授業では、受講者自身の身近な問題を取りあげながら、「性別」をめぐる社会学的な考え方を身につける。

**成績評価方法**：定期試験(1回)、小テスト(2回)

※小テスト1回目は10/24(A4判手書きメモ1枚のみ持込可)

**教科書**：なし(プリントを毎回配布)

### 授業計画

1. イントロダクション(9/12)
2. ジェンダー論とは(9/19, 9/26)
3. 人生の選択肢(10/3, 10/10)
4. 働き方とジェンダー(10/24~11/7)
5. 恋愛と結婚(11/14~11/28)
6. メディアとジェンダー(12/5~1/9)
7. 期末試験

※( )内の日付は、おおよその計画をあらわしているものです。実際の授業の進行状況によって前後にずれることがあります。

### ジェンダー論とは

この授業では、「性別に関する現象についての社会科学・人文科学的な観点からの研究」のことを「ジェンダー論」とする(必ずしも普遍的な定義ではないので注意)。

「性別」による特徴は、生物学的なものだと考えられてきた。これに対して、性別による特徴の多くは社会的・文化的につくられていると考えられるようになってきた。この「社会的・文化的な性別」を示すことばとして「ジェンダー」(gender)がつかわれるようになった。

### 「Gender」の原義

もともとは「種類」をあらわすことば。Genre(ジャンル)とおなじ語源。

ヨーロッパ系言語にみられる文法上の「性」。

ネジやコネクタの形状による「オス」「メス」の区別を指すこともある。

このことばを借用して、従来使われてきた「sex」(生物学的性別)とは別の「社会的・文化的性別」をあらわすことばとして「gender」が使われるようになった。

### 概念の拡散

そのあと概念が拡散して、単に「性別」の言い替え語としてつかわれるようになってきている。現在では、「gender」ということばが使われる場合、多くは「性別」の現代風の言い替え語、という意味しか持っていない。

### 原因1: 区別することの意義

「Gender」ということばは、生物学的な特性は変えられないが社会的・文化的な特性は変えられる、というメッセージをともなって普及した。この背景には、「女性解放運動」(women's liberation; feminism)がある。

しかし、その後の医学・医療技術の発達にともない、生物学的な「性別」も不変で安定的なものではないということが常識化してきた。  
→「生物学的な特性は不可変、社会的・文化的な特性は可変」という考えが通用しなくなり、これらを区別する意義が薄れてくる。

### 原因2: 区別することの困難

「生物学的」「社会的・文化的」の線引きはそれほどはっきりしたものではない。生物学的な特性は社会的・文化的環境の影響を受ける。逆も当然ある。

### 原因3: 上位概念としての「性別」をあらわすことばの必要性

「生物学的」「社会的・文化的」性別をそれぞれ区別して別の名前で呼ぶとすると、では両者をまとめてあつかいたいときはなんと呼べばよいのか、という問題が出てくる。日本語なら、単に「性別」ですむ。しかし、英語圏では、「genderとsexの両方」という意味のことばがなかった。そこで、両方まとめて「gender」と呼んでしまう用法が広まった。この用法は、全世界の社会科学・人文科学に波及。

### 「Gender」の動詞化

これとは別に、「gender」を動詞として使う用法が出てくる。「性別に関する知識や制度を作り出す」という意味で使われている。日本語では「ジェンダー化」(する)と訳されていることが多い。

例:

- Gendered labor market(ジェンダー化された労働市場)
- Gendering welfare states(福祉国家のジェンダー化)

### 3つの用法の共存

このように、「gender」ということばについては、3種類の用法が共存する状態になっている。

- 社会的・文化的性別
- 「性別」とおなじ意味
- 性別に関する知識・制度の生産

論文等でこのことばをみたときは、内容・文脈によって判断しなければならない。専門用語としては使いにくいものになりつつある。

### ジェンダー論の対象

1. 身体
2. 心理（性同一性、性指向性）
3. 社会的カテゴリーとしての性別

この授業では3.についての社会学的研究が中心

### 予備知識のテスト

つぎのことばは、それぞれどういう意味か。別紙「出席カード」に回答して提出してください。裏面まで使ってかまいません。

これは受講者の予備知識をみて授業の参考にするためのものなので、成績には関係ありません。

1. 性染色体
2. 社会化
3. M字型曲線
4. 核家族
5. ステレオタイプ

※ そのほか、この授業への注文が何かあれば、書いてください。。

※ 氏名によみがなをふっておいてください。

### 講師連絡先

〒980-8576 仙台市青葉区川内 27-1 東北大学川内南キャンパス  
文学部・法学部合同研究棟 2F 日本語教育学研究室  
E-mail: tanakas2009@sal.tohoku.ac.jp

授業前後は、2号館1階「教員控室」にいることが多いと思います。

## 第2回 身体と心理における性別

### 1 予備知識のテスト (前回) について

**性染色体:** 生物の遺伝情報を記録したデオキシリボ核酸 (DNA) は、ほかのタンパク質とからまった状態で、細胞の核の中に存在している。これが細胞の分裂期に凝縮して何本かの「染色体」としてあらわれる。染色体のうち、性別によって存在の有無や分量がちがうのが「性染色体」である。通常、XとYの2種類が存在し、オスはX染色体とY染色体を1本ずつ、メスはX染色体を2本持つ。

**社会化 (socialization):** 個人が生活する社会に適切に参加できるように、その社会の価値・規範・知識・技能などを習得する過程

**M字型曲線:** 女性の年齢階級別の労働力率 (または就業率) のグラフを描くと、両側にふたつの山があってその間が落ち込んだ形になる。この形がアルファベットの「M」に似ているため、「M字型曲線」と呼ばれる。

**核家族 (nuclear family):** 夫婦とその間にできた未婚の子供をまとめて「核家族」と呼ぶ。

**ステレオタイプ (stereotype):** 単純化されて固定した紋切り型の態度、意見、イメージなどのこと。

## 2 身体の性別

### 2.1 身体的「性別」の諸要素

- 染色体……「性決定領域」ほかの遺伝情報
- 生殖腺……性ホルモンの分泌
- 第1次性徴:
- 第2次性徴:

人口の99%以上は典型的な女性または男性

### 2.2 非典型的なケース

- 染色体のバリエーション: 性染色体の変異、重複、欠損、「性決定領域」の転写など
- 生殖腺の形成不全や損傷
- 性ホルモン分泌の量と時期
- 性ホルモンへの不感応

どの程度の頻度でこうしたケースが起こるかはよくわかっていない。多くても0.2%程度か?

第1次性徴の段階で性別がはっきりしないケースを intersex という。「間性」「半陰陽」などと訳される。

- 多くの場合、男性または女性のどちらかに分類されて育てられる
- 出生時には外見上わからず、男性または女性として育ち、あとになってわかることも多い
- 子供が小さいうちに手術やホルモン治療を行って実際の性別にあわせることも多い

## 3 性同一性 (gender identity)

### 3.1 性同一性とは

- 同一性 (identity) とは、「自分は一貫して自分自身である」という感覚のこと。心理学者のエリクソン (Eric H. Erikson) の著作によって広まった。
- 性同一性……自分自身の性別についての安定した認識。「性自認」と訳されることもある。
- 性同一性は、ほぼ4歳くらいまでに成立する。それ以降に変化することはほとんどない
- 決定要因はよくわかっていない (身体的要因か生育環境か)

### 3.2 性同一性障害

性同一性は、身体的な性別と一致しないことがある。そのような場合で、本人が困難を感じており、治療を必要とする状態を「性同一性障害」(gender identity disorder: GID) という。

DSM-IV-TR (アメリカ精神医学会の診断基準) は、次のように gender identity disorder の診断基準を定めている

- (1) 反対の性に対する強く持続的な同一感
- (2) 自分の性に対する持続的な不快感、または、その性の役割についての不適切感
- (3) 身体的には半陰陽でない
- (4) 著しい苦痛または、社会的・職業的または他の重要な領域における機能の障害を引き起こしている

治療法としては、カウンセリングや投薬、ホルモン治療、性別適合手術などがおこなわれている。

昔は、身体の性別にあわせるように性同一性を変化させようとする治療がおこなわれたこともあるが、うまくいかない。現在は、変化させるとしたら身体のほうだと考えられている。

### 3.3 性同一性障害の法律上のあつかい

性同一性障害における問題の多くは、心理面の性別が身体の性別と一致しないことだけではなく、社会的にカテゴリ化された性別と一致しないことによっても起こる。

→ 社会的なカテゴリとしての性別も、変更する必要がある。

しかし、いったん届け出て戸籍に登録された性別をあとから変更することはむずかしい。

2003年「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が成立。次の要件をそろえれば、法令上・戸籍上の性別を変更できるようになった (家庭裁判所の審判が必要)。

- 性同一性障害であること (医師ふたり以上の一致した診断が必要)
- 20歳以上であること
- 現在婚姻をしていないこと
- 現在未成年の子がいないこと
- 生殖腺がないかその機能が永続的に失われていること
- 他の性別の性器に近似する外観を備えていること

法律上結婚しておらず、子供もいない成人で、性別適合手術を受けていれば、自分の性同一性にしたがった性別に変更できる。

## 4 性指向性 (sexual orientation)

### 4.1 性指向性とは

性的欲望や恋愛感情の対象が同性／異性のどちらに向かうかを「性指向性」という。

- 同性愛 (homosexual)
- 異性愛 (heterosexual)

これらははっきりと分けられるものではなく、連続的につながっている。また、同じ人の中でも変化することがある。

- 同性愛はかつては「病気」として治療の対象になっていた。現在ではそのような考えかたはなくなり、精神医学の疾病分類から削除されている。
- 「ホモセクシュアル」(それを省略した「ホモ」) は差別的な蔑称として使われてきたいきさつがあるので、このことばを避けて、男性であれば「ゲイ」(gay)、女性であれば「レズビアン」(lesbian) と呼ぶことが多い。
- 性指向性が何によって決まるかは明らかではない。
- 本人によってはコントロールできないことである。
- 同性愛／異性愛者の比率について、信頼できる統計はない。

## 5 社会制度の中の性別

### 5.1 少数者の存在を想定しない制度

- 性別は、原則として出生時に登録される。あとの変更はむずかしい。
- 選択肢が「男性」「女性」のふたつしかない。
- 性別の制度は、結婚や親子関係など、家族の制度と密接に関わっている。
- 多くの場合、「性別不明」のまま人間関係を継続していくことは不可能である。
- 性別はきわめて可視的である。

### 5.2 異議申し立てと制度変更

- 存在の認知
- 法的な権利
- 偏見の除去

制度は、究極的には、私たちの意識と行為によって支えられている。

## 6 参考文献

- 永田和宏・塩田浩平 (編) (2009) 『医学のための細胞生物学』南山堂.
- 山内兄人・新井康允 (編) (2006) 『脳の性分化』裳華堂.
- 南野智恵子 (監修) (2004) 『解説 性同一性障害者性別取扱特例法』日本加除出版.
- American Psychiatric Association (2004) 『DSM-IV-TR 精神疾患の診断・統計マニュアル』(新訂版) (高橋三郎・大野裕・染矢俊幸 (訳)) 医学書院.
- セクシュアルマイノリティ教職員ネットワーク (2006) 『セクシュアルマイノリティ』(第2版) 明石書店.

## 第3回 社会的カテゴリーとしての性別

### 1 社会的カテゴリーとは

「カテゴリー」(category)とは、物事の分類のことをいう。分類のしかたそのものを指す場合もあるし、分類の結果としてえられる「同種のもの」の集合ひとつひとつを指す場合もある。

私たちは人々をさまざまな基準で分類している。これらの分類のうち、社会のなかで広く使われているものを「社会的カテゴリー」という。

性別は代表的な社会的カテゴリーである。

→ ほかにどのような例があるか？

### 2 社会的カテゴリーと「差別」

#### 2.1 「差別」(discrimination)とは

社会的カテゴリーに基づいて不当なあつかいをするを「差別」という。

法的には次のような条件

- 一定の社会的カテゴリーについて
- 公的な場面において
- 合理的な理由なく
- 異なる取り扱いをすること

**憲法 14 条:** すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

→ このような規定がおかれている背景にはどのような思想があるか？

#### 2.2 平等権

差別を受けない権利のことを「平等権」という。自由権とともに、古典的な基本的人権の一部である。

- しかし、人権思想が当初想定していたのは、男性「市民」の間の平等に限定されていた。

→ 植民地支配と奴隷貿易の問題

## 3 性別と差別

### 3.1 明治憲法下の男性と女性

- 平等権の規定なし
- 男性のみ「普通選挙」
- 民法における戸主制度
- 男女別学、女性の高等教育機会の制限

明治～大正期には女性解放運動が盛んになる。

### 3.2 戦後改革 (1945–1947)

- 参政権:
- 憲法 14 条 (上述)
- 家族制度の平等化:
- 教育制度の平等化:
- 男女同一賃金:

### 3.3 「法の下での平等」の限界

- 憲法の規定は、国家の行為だけを拘束する。立法・行政・司法だけが対象。
- 「合理的な理由」がある場合は「差別」にあたらぬとするのが通説。

→ 民間企業が、「女性は結婚・出産等で退職することが多い」という理由で男性は幹部職員、女性は補助職員として採用することは、「差別」にあたるか？

1960 年代以降の労働分野における判例の蓄積 (採用・昇進・賃金・定年など)

- 民法 90 条の利用 (間接適用説)
- 統計的差別禁止の原則
- 男女雇用機会均等法 (1985 年)

**民法 90 条:** 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。

**男女雇用機会均等法 5 条:** 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

### 3.4 「統計的差別」について

ある社会的カテゴリーに属する人々の特性や行動についての経験的／統計的データを利用して、その社会的カテゴリーに対する不利益な取り扱いをおこなうことを「統計的差別」という。個人のデータは入手困難だが社会的カテゴリー別のデータは簡単にわかるような場合に発生する。

統計的差別は、経済学的には「合理的」な行動であるが、法的には、差別を正当化するような「合理的理由」とはみなされない。

「男性又は女性一般に対する社会通念や平均的な就業実態等を理由に男女異なる取扱いをすることはこれ〔均等な機会を与えること〕に該当しない」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「改正雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の施行について」(平成18年10月11日))

## 4 女性差別撤廃条約と男女共同参画政策

### 4.1 国際的な潮流

1946: 女性の地位委員会設置 (国際連合)

1948: 世界人権宣言

1967: 女性に対する差別撤廃宣言

1975: 世界行動計画 (メキシコ会議)

1979: 女性差別撤廃条約採択

1985: 女性の地位向上のための将来戦略 (ナイロビ会議)

1995: 北京宣言と行動要領 (北京会議)

### 4.2 国内における政策・制度形成

1975: 婦人問題企画推進本部・婦人問題企画推進会議・婦人問題企画担当室設置

1985: 女性差別撤廃条約批准、男女雇用機会均等法成立

1996: 「男女共同参画ビジョン」「男児共同参画2000年プラン」

1999: 男女共同参画社会基本法

2000: 男女共同参画基本計画

2001: 男女共同参画局・男女共同参画会議設置

2005: 男女共同参画基本計画 (第2次)

「男女共同参画」とは……

## 5 差別禁止から実質的平等へ

### 5.1 「間接差別」禁止と同一価値労働同一賃金

「間接差別」(indirect discrimination)とは

- 仕事と関連のない理由による取り扱いの差であって、
- 結果として一定の社会的カテゴリーの人々に不利益をもたらすもの

「同一価値労働同一賃金」原則とは

- 同程度の価値を持つ仕事に対しては同程度の賃金を払うべきとする原則

いずれも、その社会的カテゴリーによる直接的な「差別」ではない。しかし、公正な慣行 (適材適所の原則、あるいは仕事の対価としての賃金) が守られていないことによって、結果として不平等が生じている。

→ 法的規制の対象になりうる

### 5.2 私的領域における平等

差別禁止の対象になるのは、立法・司法・行政以外には、雇用、教育と若干の商取引分野くらいである。それ以外の「私的」な領域 (たとえば家族) における平等をどうやって達成するか?

**男女共同参画社会基本法 4条:** 社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない

### 5.3 男女共同参画政策の先進性と実験性

「男女共同参画政策」(gender-equal policy) は、政府による総合的な計画立案と評価がおこなわれる日本初の本格的な平等政策である。

- 単なる「差別禁止」を越えた、実質的な平等を目指した政策
- 高レベルの行政組織の存在 (内閣府男女共同参画局、担当大臣)
- 調査研究への資源投入

→ 他の社会的カテゴリーの場合は?

## 6 課題

今回は「人生の選択肢」についてとりあげます。つぎのことについて考えておいてください。

- あなたがこれまでの人生でおこなった選択のなかで、いちばん重要だったのは何でしょうか?
- あなたは10年後にはどのような生活を送っている可能性があると思いますか?
- 10年後の生活を左右する要因としてはどのようなことがありますか?
- 以上のことと、あなたの「性別」との間にはどのような関連があるのでしょうか?

提出は不要です。

## 7 参考文献

- 高橋準 (2006) 『ジェンダー学への道案内』北樹出版。
- 川口章 (2008) 『ジェンダー経済格差: なぜ格差が生まれるのか、克服の手がかりはどこにあるのか』勁草書房。

## 第4回 人生の選択肢(1): ライフコース論

### 前回課題について

人生における「重要な選択」についてのふたつの視点

- 人間関係における「役割」の変化 → ライフコース論
- 成功のための「資源」の獲得 (あるいは喪失) → キャリア論

### ライフサイクル論からライフコース論へ

「ライフサイクル」(life cycle) とは

生命をもつものの一生の生活にみられる規則的な推移

例: セミの一生

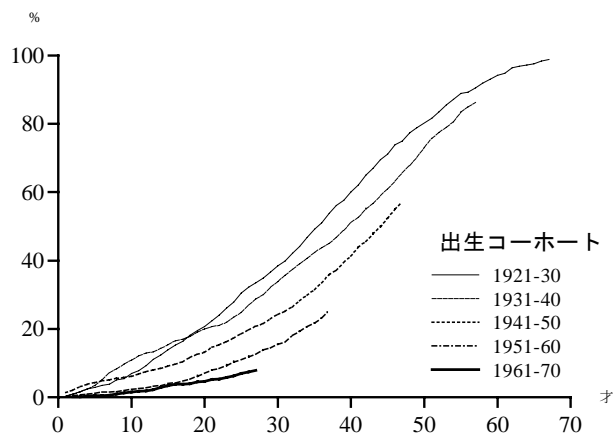
人間の一生にもライフサイクルを当てはめて考えることはできる。

例: 出生 → 就学 → 就職 → 結婚 → ……

ただし人間の一生は社会的・文化的に規定されているため、可塑性が非常に大きい。

時代による変化

例: 父の死亡を何才で経験するか



縦軸は、その年齢までの父親の死亡経験率。

データ: 日本家族社会学会「第1回全国家族調査」(NFRJ98)。田中重人 (2009)「親と死別したとき」藤見純子・西野理子(編)『現代日本人の家族』(有斐閣) pp. 93-102 による。

- 「コーホート」(cohort) …… おなじ時期におなじ出来事を経験した人々のこと。
- 「出生コーホート」(birth cohort) …… おなじ年に生まれた人々を指す。単に「コーホート」と呼ばれることも多い

個人の選択による差異

- ある「出来事」を経験するかどうか
- 経験するとしたらそれはいつか
- 別の出来事との前後関係はどうか

「ライフコース」(life course) …… 年齢別に分化した役割と出来事を経つ個人がたどる生涯の道。

### 多くの人に共通する重要な出来事

- 出生、進学、離家、結婚、出産(親なり)、就職、退職、死亡
- 身近な人がこれらの出来事を経験する場合

これらの出来事には、男女間でどのようなちがいがみられるか?

### 性別役割

「役割」(role) とは

人間関係の中で個人が占める位置によって、その人がおこなうべきとされる行為(またはおこなうべきでないとする行為)。

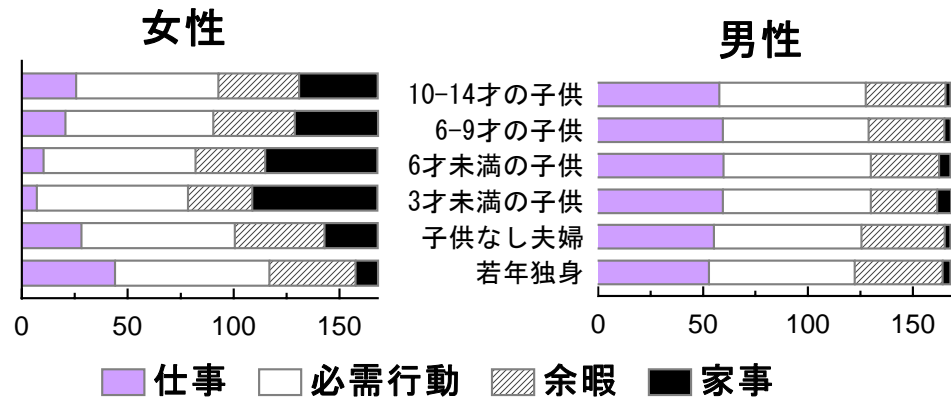
ひとりの個人はさまざまな人間関係に参加する。そのため、ひとりの個人がいくつもの役割を同時にこなすことが求められる

- 役割規範 (role norm):
- 役割期待 (role expectation):
- 役割遂行 (role performance):

性別によって割り当てられている役割がちがう場合、それらを「性別役割」(sex role または gender role) という。たとえば、服装やことばづかいについても性別役割がある

## 行動にあらわれる性別役割

1日の時間の使い方（生活時間）の男女差



1週間の時間数を表す。「必需行動」は、睡眠・食事・洗顔・着替えなど。

データ：総務省統計局「社会生活基本調査」（2001年）。田中重人（2007）「性別格差と平等政策」嵩さやか・田中重人（編）『雇用・社会保障とジェンダー』（東北大学出版会）pp. 217-238による。

→ このグラフからなにが読みとれるか？

仕事の内容にみられる男女差にはどのようなものがあるか？

### 性別役割が維持される要因

- 規範（慣習）
- 機能性
- 内面化
- 社会化
- 役割モデル

### 性別役割の問題点

- 個人の選択の自由を制約する
- 不平等の原因→資源の問題

公的な場面での差別でないかぎり、禁止することはむずかしい。「男女共同参画政策」では、さまざまな制度の改革などによって、間接的に慣習を変化させていく政策がとられている。

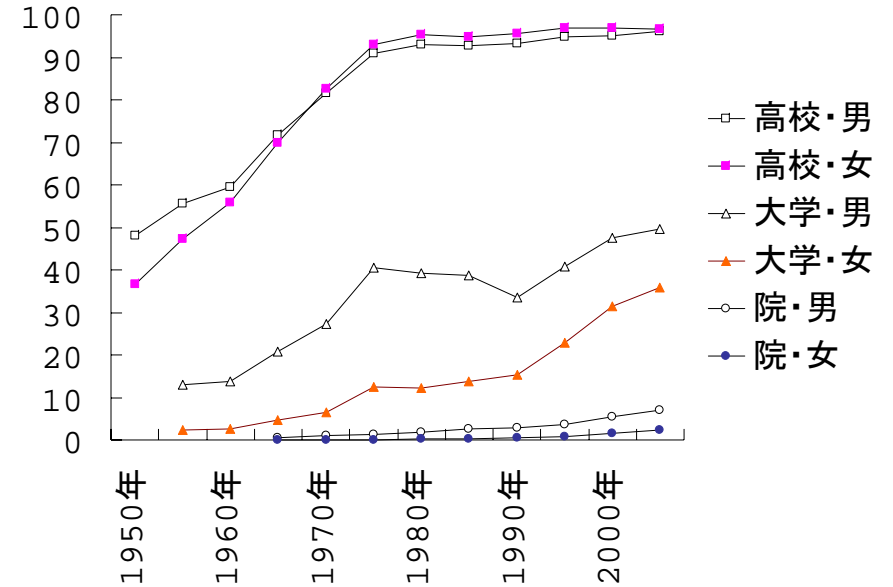
→ ワークライフ・バランス（work-life balance）

## 課題

下の図は日本における進学率の推移をあらわしている。この図について、以下の問いに答えよ。

1. 進学率はどのように変化してきたか
2. 男性と女性の間にはどのような差があるか
3. その男女差はどのような原因で生じていると考えられるか

別紙「出席カード」に書いて提出（スペースが足りないときは裏面を使ってください）。



高校進学率 = (高校・高専への進学者) / (中学校卒業生)

大学進学率 = (4年生大学への入学者数) / (3年前の中学校卒業生数)

大学院進学率 = (大学院への進学者) / (大学学部卒業生)

データ：文部省・文部科学省「学校基本調査」。小内透（2005）「雇用システムの変化と学歴社会のゆくえ」『現代社会学研究』18:17-37による。



## 第5回 人生の選択肢(2): キャリア論

### 1 前回課題について

#### 1.1 進学率の変化

- 高校進学率は1970年代に男女とも100%に近い水準まで上昇し、現在までそのままである。
- 大学進学率は、1980年代までに男性は40%、女性は10%程度まで上昇した。その後いったん頭打ちになったが、1990年代に入って再び上昇し、現在では男性は50%、女性は35%に達している。
- 大学院進学率は、1980年代まではきわめて低かったが、その後上昇し、現在では男性は15%、女性は8%程度に達している。

#### 1.2 男女差

- 高校進学率に男女差はほとんどない
- 大学・大学院の進学率は一貫して男性のほうが高い

#### 1.3 大学・大学院進学率の男女差の原因

女性の短期大学進学者の多さ、理系専攻への進学者の少なさは、直接的な説明要因といえる。では、その背後にある原因は？

- 「当たり前」だと考えられている = 慣習による説明。特に親世代について。
- 将来的な役割分業を予測しての合理的選択
  - 職業に役立つ人的資本の必要性が低いから
  - 職業キャリアに中断があっても再就職しやすいように、資格のとれるところに進学するから
- 労働市場における女性差別があると認識すると、職業に役立つ人的資本への投資を控える

→ そもそもなぜ進学するのか？

進学するには多大の費用がかかる。

**直接的費用:** 学費・交通費・住居費など

**機会費用:**

## 2 キャリア論の基礎概念

### 2.1 キャリア (career) とは

- (1) 組織のなかの出世コース
- (2) 生涯を通じた職業上の地位達成
- (3) 人生の諸領域における長期間の経歴

この授業では3番目の意味で使う。

### 2.2 キャリアにおいて獲得されるもの

- 報酬 (reward) ……お金、財産、権力、威信、名声
- 人的資本 (human capital) ……個人の知識・技能・体力など、仕事をこなすのに必要な能力のこと
- 社会関係資本 (social capital) ……他の人との人間関係

### 2.3 拡大再生産過程としてのキャリア

いったん獲得した報酬・人的資本・社会関係資本は、それを投入してさらに増やしていくことができる。このように、以前に獲得したものを利用してさらに多くを獲得していく過程のことを「キャリア形成」「キャリア発達」などと呼ぶことがある。

### 2.4 キャリアの主観的側面

キャリアをどのように進んでいくかは、家族、学校、企業、政府などによってある程度の道筋がつけられている。しかし、最終的に進む方向を決めるのは本人である。

→ その人自身が自分の能力、適性、欲求、大切にすべき価値などについてどのように意識しているか

「キャリア・アンカー」(career anchor) とは……

### 2.5 人生の諸領域におけるキャリア

人生のあらゆる局面で、長期間にわたって参加するものについて、「キャリア」が存在する。「家族キャリア」「職業キャリア」「学校キャリア」「地域社会キャリア」など。

## 3 領域間の葛藤と調整

ある領域でのキャリアを追求すると、他の領域でのキャリアに悪影響を及ぼすことがある。

→ キャリア間の葛藤 (conflict)

### 3.1 葛藤の起こる原因

資源は有限である。

- 例:時間

授業に出ながらアルバイトをすることはむずかしい。どちらかを優先せざるをえない。

### 3.2 葛藤が起こらないケース

ある領域で獲得したものが他の領域でも使える場合には、葛藤は起こりにくい。むしろ、相乗効果が発揮されて、両方ともうまくいくケースもある。

→ 大学進学と卒業後の職業

### 3.3 家族キャリアと職業キャリアの葛藤

家族生活をうまく営んでいくためには、ふたつのものが必要である。

- お金
- 家事労働

これらに対する需要は、人生上の出来事によって大きく変動する(前回資料参照)。一方、職業上必要な仕事は、ふつう家族の事情にかかわらず決まる。

→ 家族の中の誰かが、職業キャリアを犠牲にして、調整しなければならない。

家事に関わる人的資本は、特定の家族の状況や人間関係に応じて形成される特殊(specific)なものになってしまうため、家族外では使えない部分が多い。

→ 学校などで身に付ける一般的(general)な人的資本との違い

ずっとひとつの企業で働いてきた人が転職しようとしたときも、同じ問題にぶつかる。

### 3.4 性別役割分業の問題点

前回資料を参照。

この問題点に個々の家族や個人で対処するのはむずかしい。

- 育児や介護をフルタイムの職業と両立するのは困難
- フルタイム(正規)労働とパートタイム(非正規)労働の格差

→ 家族の中で誰か一人が調整を引き受けて、他の人はフルタイムで働くのが合理的

「ワークライフ・バランス」政策として考えられてきたこと

- 育児や介護の負担の軽減(保育所や介護福祉施設)
- 職業を一時的に休んだり短時間勤務にしたりできる制度(育児・介護休業など)
- 正規労働者に要求される仕事量の削減(労働時間の短縮など)
- 正規労働と非正規労働の格差の縮小(同一価値労働同一賃金など)
- 再就職支援(職業訓練など)

現在のところ、ほとんど成果をあげていない。

→ 今後どうなるか?

## 4 小テストについて

次回 10/24 授業時に第1回の小テストをおこないます(来週は休み)

- A4判手書きメモ1枚のみ持込可
- 出題範囲は、今日の授業で取り上げたところまで
- 小テスト終了後は通常通りの授業をおこないます
- 正当な理由があって小テストを受けられない場合は、申し出てください

## 第7回 働き方とジェンダー

### 1 働きかたの分類

「労働力調査」(総務省統計局) などでは、15歳以上人口を次のように分類している

- (A) 就業者 = 収入をともなう仕事をしている人
- (B) 完全失業者 = 仕事をしていないが、探している人
- (C) 非労働力人口 = 仕事をしておらず、探してもいない人

A と B をあわせて「労働力人口」という。

$$\text{就業率} = \frac{A}{A+B+C}, \text{労働力率} = \frac{A+B}{A+B+C}, \text{完全失業率} = \frac{B}{A+B} \quad (1)$$

「M字型曲線」(第2回資料参照) は、通常は年齢別労働力率を使って書かれる。就業率を使うこともあるが、完全失業者の人数はもともと少なく、あまり大きく変動しないので、どちらでもほぼ同じ。

### 2 歴史的背景

就業者の内訳

- 自営業主:
- 家族従業者:
- 雇用者:

かつて(高度経済成長以前)には、就業者の半分程度は自営業主と家族従業者であった。そのほとんどは

高度経済成長とともに、第1次産業(農林漁業)が減少し、第2次産業(工業など)と第3次産業(サービス業など)が増加してくる。それとともに、自営業主・家族従業者の数は激減。今日では、90%程度が雇用されて働いている。

### 3 性別役割分業の成立とその変化

#### 3.1 雇用者化にともなう社会の変化

- 労働者の従属性(使用者の指揮命令に従わなければならない)
- 職住の分離(住む場所と働く場所がちがう)
- 公私の分離(仕事と家庭)

これらを背景として、「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分業が成立する。日本社会では、20世紀初頭の大都市で、サラリーマンの夫と専業主婦の妻(+子供)という家族が発生した(かなりの収入/資産が必要)。

#### 3.2 家事の省力化

- インフラストラクチャの整備(水道・電気・ガスなど)
- 電化製品
- 既製品
- 家事サービス

人の世話をする領域(育児・介護)については、なかなか省力化が進まなかった。

介護に関しては、最近急速に商品化が進みつつある。しかし、育児については、あまり進んでいない。

#### 3.3 「新・性別役割分業」

家事に大きな労力が必要なのは、人生の一時期だけ → M字型曲線

男性: 稼ぎ手(breadwinner)

女性: 仕事と家事の間の調整役

## 第7回 M字型曲線の変化と労働市場

### 1 M字型曲線の変動

1970年と2008年の女性の年齢階級別労働力率の比較 (裏面)。

- どのように変化しているか?
- その変化の原因は何か?

裏面の図から、つぎのデータを読み取って考えてみよう。

- 年齢階級別出生率の変動
- 女性の就業継続率の変動

### 2 労働市場の構造

「労働市場」(labor market) …… 労働の売り手と買い手が取引する場。

#### 2.1 内部労働市場と外部労働市場

**内部労働市場 (internal labor market):** すでにその企業に雇われている労働者に限定した取引

**外部労働市場 (external labor market):** // 限定しない取引

内部労働市場はなぜ成立するのか?

#### 2.2 法律による規制

「解雇権濫用法理」 …… 企業が労働者を解雇するには、客観的に合理的な理由があつて、社会通念上相当とみとめられなければならないとする法律上の原則。1960年代までに判例を通じて確立してきたもので、2003年の労働基準法改正によって条文中に盛り込まれた。現在は労働契約法の第16条に規定されている。

**労働契約法 16条:** 解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする

「合理的な理由」とは

- 違法行為など
- 仕事ができなくなった (仕事に起因する労働災害を除く)
- 会社の存続が危ない

このような規制がおこなわれる理由

- 労働者の生活保障
- 労働者の交渉力の維持

#### 2.3 企業経営上の効率

- その企業に特殊な人的資本の形成
- 社会関係資本の形成
- 新しい労働者 (候補) について情報収集・判断するコストとリスク
- 労働者が働く動機づけ

ただし、企業側からみると、全ての労働者について常にこのような必要性があるわけではない。

- 非熟練労働者や専門的労働者の場合は、企業特殊な人的資本をあまり必要としない
- 労働者に関する情報については、ほかの企業 (労働者派遣会社) にまかせることがありうる
- 景気の変動や需要の変化によって、必要とする労働の量と種類が変化する

### 3 正規雇用と非正規雇用

安定した身分が保障されている雇用のことを「正規雇用」、そうでない雇用のことを「非正規雇用」と呼ぶ。

#### 3.1 有期契約

労働契約は、期間を定めて結ぶことができる。期間の決めかたは、つぎのどちらか (労働基準法 14条)

- 一定の事業の完了に必要な期間
- 3年以内 (ただし、専門的知識を必要とする職種として厚生労働大臣が指定したものに該当すれば5年以内)

契約期間が終われば労働契約も終了する (「雇止め」という)。これは解雇ではないので、法律上規制されていない。

期間が過ぎた後、契約更新することはできる。ただし、何度も更新を続けていると、事実上「期間の定めのない」契約として法律上処理されることがありうる。

「パート」「アルバイト」「非常勤」「臨時職員」などの名称で雇われている場合、たいていはこれにあたる。

### 3.2 派遣労働者

雇う企業 (派遣元) と命令する企業 (派遣先) がちがうケース。

このような雇用形態は古くから存在しているが、これを事業としておこなうことは、戦後になって法的に制限されてきた。この規制が緩和されたのは、1980年代後半

**1985年:** 「労働者派遣法」成立 → 13の職種についてだけ、労働者派遣を事業としておこなうことを認めた

**1999年:** 労働者派遣法の改正 → ほとんどの職種で労働者派遣が可能になった

近年になって急速に増加している。ただし、比率としては大きいものではなく、雇用者のうちの3%程度。

### 3.3 非正規雇用になりやすい層:

- 若者
- 失業者
- 女性
- 高齢者

## 4 課題

各自が加入している医療保険 (健康保険、共済など) について、自分が制度の中でどのような位置づけになっているかを調べておくこと (提出不要)。

## 第8回 生活保障とジェンダー

### 1 非正規雇用の変化

- 裏面のグラフから何が読み取れるか?

社会保険料の企業負担 → 非正規雇用問題のもうひとつの側面

### 2 社会保障の仕組み

「生存権」……「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」(日本国憲法 25条)

日本の公的社会保障は、公的扶助と社会保険を2本の柱としている。

#### 2.1 公的扶助

属性を問わず、貧困に陥った人に対して給付をおこなう制度。貧困であることを証明するための審査 (means test) を通過しなければならない。代表的なものとして、生活保護制度がある。

**生活保護:** 厚生労働大臣が定める「最低生活費」以下の収入である場合、不足分が給付される。「最低生活費」は、世帯構成、年齢、地域、物価などに基づいて計算される。およそ、平均的な世帯の生活水準の半分くらいになるように設定される。

#### 2.2 社会保険

「保険」(insurance) とは、確率的に起こる「事故」に対処するための仕組み。小額の掛金を大勢から集めておき、不幸にして「事故」に遭った人への支援に使う。

政府が責任を持つ強制加入型の保険を「社会保険」。一定の要件を満たす「被保険者」に特定の「事故」があったときに給付がおこなわれる。代表的なものとして、医療保険と年金保険がある。

**医療保険:** 病気や怪我によって診察・治療が必要になった被保険者に、医療機関での診察・治療を現物給付する。ただし、医療費の3割は被保険者が支払わなければならない。この制度の一環として、医療行為について標準の金額が定められている。

**年金保険:** 高齢・障害・死亡に対して、年金が毎月給付される。ただし、加入期間のうち1/3以上保険料を納めていないと、給付が受けられない。

いずれも、働きかたによって、ちがう制度が適用されるので、非常に複雑な仕組みになっている。雇用者 (短時間雇用者を除く) については、会社が天引きして、会社の負担分 (被保険者本人が払うのと同額) とあわせておさめる (健康保険、共済保険、厚生年金保険)。それ以外の場合は、自分で市区町村に保険料をおさめる (国民健康保険、国民年金保険)。

医療保険については、被保険者に扶養されている親族 (3親等以内) は「被扶養者」という資格で保険に参加できる。年金保険は、20歳以上の全員が個人で加入している。

短時間雇用者 (通常の労働時間の3/4以下の場合) は、会社を通じての保険への加入ができない。また、短期間の雇用や派遣労働者の場合には、事実上加入の手続きがとられていないことが多い。

→ 非正規雇用拡大の要因のひとつ

### 3 生活保障システムにおける「稼ぎ手」モデル

- 内部労働市場における正規雇用
- 家族賃金:
- 社会保険

ひとつの世帯に最低ひとりの「稼ぎ手」がいることを前提にして、生活保障の仕組みがつくられてきた。配偶者・子供などは、その稼ぎ手の「被扶養者」として、生活の保障を受けることになる。

### 4 雇用・生活保障とジェンダー

性別役割分業 → 「稼ぎ手」はたいてい男性

- 家族の不安定化
- ライフコースの多様化
- 失業と非正規雇用の増大

従来の生活保障システムはうまく機能しなくなりつつある。

### 5 第2回小テストについて

第2回小テストは、12/5におこないます。

12/7: 第2回小テスト

12/19: 追試 (補講期間中)

何でも持ち込み可。範囲は、第1回小テスト以降、11/28の授業内容まで

## 第9回 恋愛と結婚 (1): 家族制度

### 1 親族・家族・結婚

#### 1.1 「親族」と「家族」

親子関係と夫婦関係 (= 結婚) でたどれる間柄の人々を「親族」という。親族関係を基盤として形成される社会集団が「家族」である。

#### 1.2 「結婚」とは

「結婚」(marriage) という制度は、全世界のほとんどの人類社会に存在する。

- 性関係の排他性
- 子供の父親の確定
- 経済的な共同性

しかし、その内容は社会によっておおきくちがう。

#### 1.3 日本社会における結婚

**法律婚 (婚姻):** 法律上の「婚姻」は「婚姻届」を出すことで成立する。

**事実婚 (内縁):** 婚姻届を出していないなくても、2人による実質的な共同生活が営まれている場合も、婚姻に準じてあつかわれることが多い。ただし、相続権などについては、法律上の婚姻とは区別される。

#### 1.4 結婚にともなう権利と義務

- 貞操の義務
- 生活保持義務
- 対外的な連帯責任
- 子供の嫡出推定と共同親権
- 権利の代理行使
- 相続権

これらのほとんどは、別の方法で実現することができる：個別に契約を結ぶ／財産を共同名義で登記する／子供の認知、養子縁組／後見人／遺言

結婚とは、簡単手続きによってこれらをまとめて実現するセット・メニューのようなもの。

### 2 同性愛者の「結婚」

現在の日本の制度では、結婚は異性同士の組み合わせに限られている。(法文上の規定はないが、事実上、同性同士の婚姻届は受理されない)

→ 異性愛同士のカップルとの格差

### 3 家族単位的生活保障制度

結婚している夫婦同士は互いに「生活保持の義務」を負う。

- 生活保持の義務とは:

夫婦のどちらかが「稼ぎ手」であることを前提とする生活保障の仕組み (前回資料)。→ 「稼ぎ手」はたいてい男性なので、結果として、男女間に格差が生じる。

### 4 離婚

#### 4.1 離婚の方法

離婚の方法には、3種類ある

**協議離婚:** 夫婦の合意で「離婚届」を提出する

**調停離婚:** 家庭裁判所で、調停委員会による「調停」を受ける

**裁判離婚:** 家庭裁判所に訴訟を起こす (ただし、その前に調停が必要)

年間の離婚件数の約9割が協議離婚、約9%が調停離婚である (2007年のデータ、「人口動態統計」による)。

内縁・事実婚の解消について、法律上の規定はない。特に届出等を必要とせず、共同生活がなくなったときに解消したとみなされる。法律上の婚姻とできるかぎり同様にあつかうべきだとされており (内縁準婚姻)、財産の分与などを請求することができる。

#### 4.2 離婚給付

離婚をした者の一方は、相手方に対して「財産分与」を請求することができる (民法768条, 771条)。財産分与の目的や根拠について、法律は何も規定しない。しかし、学説・判例上、婚姻中に得た財産の清算と、離婚後の生活に関する扶養 (または補償) のふたつの側面をふくむとされている。

分与額の決めかたについても法律上の規定はない。現在では、財産の清算については、特別の事情がないかぎり半分ずつとする基準が定着してきている。扶養／補償については、離婚後の生活が困窮しそうな場合の最低限の生活保障だけよいと見る立場から、婚姻中の分業によって職業上の地位に差が生じたことについて公平に調整すべきだとする立場まで、かなりの幅がある。また、分与の対象となる「財産」の範囲もひろがってきている (退職金、年金、職業資格、ブランド、稼得能力など)。

そのほか、離婚の原因について一方に責任があるとして、「慰籍料」を請求する場合がある。

協議離婚の場合、財産分与の取り決めなしに離婚するケースが非常に多い。また、調停や裁判の場合でも、「稼ぎ手」側から扶養される側にじゅうぶんな給付がおこなわれないことが多い。

## 第10回 恋愛と結婚 (2): 結婚の変容

### 1 時代区分

今回の授業では、この100年あまりの日本社会を、明治期～戦後、高度経済成長期、低成長期の3つの時代にわけてあつかう。それぞれの時代をあらわすキーワードはつぎのとおり

- (1) 明治期～戦後 (およそ1950年代まで): イエ制度
- (2) 高度経済成長期 (1960年代～70年代前半): 二人っ子革命
- (3) 低成長期 (1970年代後半以降): 未婚化・晩婚化

### 2 明治期～戦後

#### 2.1 「イエ」(家)制度とは

明治期以前の日本社会に広く見られた家族制度。子供のうちだれか一人があとをついでいく「直系制」の家族制度である。

- 家長による統率
- 家族そのものに属する財産(家産)
- 家職または家業
- 世代を超えた家族の存続と繁栄
- 系譜の保持と先祖祭祀

ただしこれにもさまざまな変種があり、地方によって、また社会層によって制度がちがっていた。

#### 2.2 明治民法における家族制度

明治政府は、全国の調査をおこなって親族・家族に関する慣行を調べた上で、統一的な家族制度を成立させた(民法、1896年)。

- 戸籍による管理
- 戸主 (= 家長)
- 財産の管理や家族の身分関係の設定などに関する「戸主権」
- 原則として、長男による単独相続

この制度の下では、戸主(たいていは父親)が結婚相手を決める → 見合い結婚

また、戸主はほとんどのケースで男性であったので、男女間で不平等な制度になっていた。

### 2.3 戦後改革

敗戦後の一連の改革によって、イエ制度は廃止される。

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。／2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない(日本国憲法 25条)

- 「戸主」の廃止
- 子供同士の間での均分相続
- 核家族単位の戸籍

しかし、法律が変わってもそれですぐに人々の行動が変わるわけではない。

### 3 高度経済成長期

#### 3.1 産業化の影響

1950年代後半から、日本の経済は急速に成長する。

- 若い世代の都市への移動
- 雇用労働者化
- 見合い結婚から恋愛結婚へ

産業化にともなって、雇用されて働くのが一般的になり、家業・家産を継承していくイエの必要性が低くなった。

女性の間では、学校卒業後に就職して働き、結婚で退職するパターンが一般化する。

また、中等教育 (= 高等学校) への進学が広がるにつれて、結婚・出産が20代に集中するようになった。

#### 3.2 二人っ子革命

この時期に、結婚した人の子供数が大きく減り、子供二人を持つ夫婦が多数派になった。また、未婚率も非常に低かった。30代までに結婚して子供を2人、というのが日本人の標準的なライフコースになる。

### 4 低成長期

#### 4.1 晩婚化と未婚化

1970年代になって、結婚(初婚)年齢が上昇しはじめる。また、50歳まで結婚しない人の割合も増加してきている。

**生涯未婚率:** 50歳までに結婚しなかった人の比率。「一生結婚しなかった人の比率」ではないので注意。



## 4.2 少子化

1970年代後半以降、日本の出生数は減少を続けてきた。このように、生まれてくる子供の数が減っていく現象のことを「少子化」という（人口学者は、少しちがう意味でこのことばを使う場合がある）。

人口学では、出生を2種類に分類している

**婚姻内出生：** 法律上婚姻している夫婦からの出生

**婚姻外出生：** それ以外の出生

現在の日本では、婚姻外出生の比率は非常に低い（2%以下）。このため、婚姻の動向が出生数に大きな影響を与える。

少子化の原因の大部分は、婚姻の減少と、婚姻年齢の高年齢化にあるとされる。これは、結婚している夫婦から産まれる子供の平均的な数はあまり減っていないこと、減っている分に関しても、30代後半以降の結婚が増加していることによるという研究結果による。

## 4.3 人口政策とジェンダー

少子化は高齢化とあいまって将来の人口構造に大きく影響する。このため、少子化にどのように対応するかが重要な政策課題になってくる。

現在のところ、日本政府は、育児と仕事を両立しにくい状況が少子化を招いていると考えており、こうした状況を改善するために、育児休業制度や保育所の整備など（いわゆるワーク・バランス・政策）に力を入れている。

→ 現在の男女の働きかたの違いは、これによって縮小するか？

## 第11回 メディアとジェンダー

### 1 「メディア」とは

コミュニケーションの媒体 (media) となるもののこと。

広い意味では貨幣、言語、記号などといったものもふくまれる。また、コミュニケーションを成り立たせる技術的な仕組み (たとえば印刷・電気通信・電波による放送など) をさすこともある。

コミュニケーション技術を通じて不特定多数の人に情報を伝えるような形のコミュニケーションを「マスコミュニケーション」(mass-communication) という。マスコミュニケーションにおいて使われるメディアが「マスメディア」(mass-media) である。たとえば、テレビ・新聞・ラジオ・雑誌・映画など。最初の「マス」を略して単に「メディア」と呼ばれることが多い。

**Mass (大衆):** マスメディアから流れる情報に基づいて共通の関心を持った一群の人々 (ただし、集団を形成するようなお互いのコミュニケーションがない状態)

### 2 メディア研究の対象

メディアに関連する現象をあつかうのが「メディア研究」(あるいはメディア論) である。メディア研究はさまざまな分野でおこなわれており、理系から文系まで多岐にわたる。

#### 2.1 内容の研究

メディアに現れる表象 (representation) あるいは言説 (discourse) についての分析をおこなう。

**例:** 映画の中の男性像・女性像、性別役割についての新聞の論調など

#### 2.2 受け手の研究

メディアの影響力、受け手の受容の仕方、大衆の「メディア・リテラシー」(media literacy) の問題。

民主化と個人主義化が進んだ近代社会においては、マスメディアによって動員された大衆の意見が政治の方向性を決める重要な要因である。特に、2度の世界大戦では、各国がマスメディアを通じて政治宣伝 (propaganda) をおこない、国民を動員することを目指した。

しかし、このような宣伝がどの程度の効果を持っているかは、宣伝の内容だけを見てもわからないので、それを見たり聞いたりした「受け手」(receiver) の側の反応について調べる必要がある。

**強力効果:** マスメディアから流れる情報が、人々の行動や考え方に直接的に大きな影響を与える場合をいう。危機的な状況で情報が不足しているような状況では、そうしたことがおきやすい。

**限定効果:** 人々はマスメディアから受け取った情報をそのまま信じるわけではないので、その直接の影響力はふつう限定的である。政治的な意見などについては、身近な人との意見の交換がかなり大きい独自の影響力を持つ。この影響力の大きさにも個人差があり、大きな影響力を持つ「オピニオン・リーダー」は、どのように振舞うかによって、多くの人の意見に影響をあたえる。(マスメディアの情報は、オピニオンリーダーを通して人々の間に広がっていくことになるので、「2段階の流れ」という)

**議題設定効果:** マスメディアの情報は、人々が「何が問題であるか」を考えるときの重要な要因である。マスメディアで取り上げられない問題は、たいした問題ではないとみなされる。

### 2.3 送り手の分析

テレビ局や新聞社などがどのようにして番組や紙面を作っていくのかについての研究技術的要因、経済的要因、政治的要因、人的要因などがある。

**例:** 新聞社の幹部社員に占める女性比率は?

### 3 社会的カテゴリーとステレオタイプ

「ステレオタイプ」(stereotype) とは…… (復習)

ステレオタイプはマスメディアを通じて広がる。

**例題:** テレビや新聞などに見られる「男らしい」「女らしい」人間像としてどんなものがあるだろうか?

ただし、テレビや新聞で流れるステレオタイプは、マスメディア自身が作り出したものではない (限定効果)。むしろ、広く受け入れられていたステレオタイプがすでにあり、マスメディアはそれを維持したり拡大したりする役割を果たしている。また、ステレオタイプを変革する社会的潮流とマスメディアの論調が一致したときには、社会の認識を変える方向に働くことがある (議題設定効果)。